

入間市地域公共交通協議会規約（案）

平成28年2月23日制定

（趣旨）

第1条 この規約は、入間市地域公共交通協議会条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の運営）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 行政関係機関及び事業者から選出された委員のみ、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者を委員とみなす。

4 協議会の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させるあるいは、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 条例第2条各号に掲げる所掌事務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第3条 協議会において議決された事項については、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第4条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、入間市市民部市民生活課交通担当に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第5条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第6条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第7条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年2月23日から施行する。